

平成 22 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社コーセイアールイー
 代 表 者 代表取締役社長 諸藤 敏一
 (コード番号：3246 福岡証券取引所)
 問合せ先 取締役管理部長 吉本 晋治
 (TEL：092-722-6677)

定款一部変更及び会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 29 日開催の取締役会において、平成 22 年 4 月 27 日開催予定の当社第 20 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」及び「会計監査人選任の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、当社が上場している福岡証券取引所が、株主・投資者保護及び公正かつ健全な市場運営という観点から定めた「企業行動規範に関する規則」の規定を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役会及び会計監査人を設置することとし、当社現行定款第 4 条「機関」の変更並びに第 5 章の表題を「監査役及び監査役会」と改め所要の変更を行い、第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。また、上記のほか、必要な修正、条数の繰下げ等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (条文省略) (2) 建築工事の設計、工事監理、及び施工 (3) ～ (5) (条文省略)	(目的) 第 2 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) 建築工事の設計、工事監理及び施工 (3) ～ (5) (現行どおり)
(機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (新 設) (新 設)	(機関) 第 4 条 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>

現行定款	変更案
<p>第5章 監査役 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第31条～第33条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会 (常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。 (監査役会の招集)</p> <p>第32条 監査役会は、各監査役が招集する。 2. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 (監査役会の決議の方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に特段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録)</p> <p>第34条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。 (監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第36条～第38条 (現行どおり)</p> <p>第6章 会計監査人 (選任方法)</p> <p>第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (任期)</p> <p>第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第42条 当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算 第34条～第37条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 計算 第43条～第46条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	平成22年4月27日
定款変更の効力発生日 (予定)	平成22年4月27日

II. 会計監査人選任の件

1. 会計監査人選任の理由

当社が上場している福岡証券取引所の「企業行動規範に関する規則」の規定により、会計監査人の設置が求められることに伴い、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、上記「定款一部変更の件」が当社第20期定時株主総会において承認可決されることを条件として、会計監査人を選任するものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 会計監査人候補者の名称等 (平成21年12月31日現在)

名 称	有限責任監査法人トーマツ	
事務所	主たる事務所 その他の事務所	東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル 国内 福岡など29ヶ所 海外 ニューヨークなど約40都市 駐在員派遣
沿革	昭和43年5月 平成2年2月 平成21年7月	等松・青木監査法人設立 監査法人トーマツに名称変更 有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を有限責任監査法人トーマツに変更
概要	構成人員 監査関与会社数 資本金	社員641名 (関係会社のパートナー兼務者を含む) 公認会計士1,830名 公認会計士合格者等2,051名 (会計士補を含む) その他専門職744名、事務職492名 合計 5,758名 3,809社 ※平成21年9月30日現在 649百万円

(注) 候補者と当社は、第19期 (前事業年度) に監査契約、第20期 (当事業年度) に監査及び四半期レビュー契約を締結しております。

3. 就任予定年月日

平成22年4月27日 (第20期定時株主総会開催予定日)

以上